

ゲノム医療施策に関する基本的な計画について

厚生労働省

ゲノム医療施策に関する基本的な計画 概要

目標：個人の権利及び利益を尊重しながらゲノム医療を推進することで、国民の健康に寄与することを目指す。

国民の適切な理解と啓発

国民への適切な教育及び啓発によりゲノム医療に対する理解を促進。生命倫理への配慮、不当な差別等への対応の確保によりゲノム医療の更なる発展に繋げる。



分野別施策

- 差別等への適切な対応の確保
- 生命倫理への適切な配慮の確保
- 教育及び啓発の推進

医療等の提供体制の構築

ゲノム医療の拠点となる医療機関の整備、連携体制の構築、相談支援体制の整備とともに、医療従事者等への教育・啓発、人材育成を通じ、安心かつ安全で質の高いゲノム医療を実現する。



分野別施策

- ゲノム医療の提供の推進
- 検査の実施体制の整備
- 相談支援に係る体制の整備
- ゲノム情報の適正な取扱いの確保
- 医療以外の目的で行われる核酸に関する解析の質の確保
- 人材の確保

研究開発の推進

研究開発のための基盤整備等を行うとともに、ゲノム情報の適正な利活用を促進。ゲノム医療の発展に資する研究開発を推進する。



分野別施策

- ゲノム医療の研究開発の推進
- 情報の蓄積及び活用に係る基盤の整備
- 相談支援に係る体制の整備
- ゲノム情報の適正な取扱いの確保
- 人材の確保

良質かつ適切なゲノム医療を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 関係者等の連携協力の更なる強化
- 必要な財政措置の実施と予算の効率化・重点化
- 地方公共団体によるゲノム医療施策の策定及び実施
- 基本計画の評価・見直し（5年を目途）

ゲノム医療施策に関する基本的な計画 分野別施策

国民の適切な理解と啓発

差別等への適切な対応の確保

- ✓ ゲノム情報による不当な差別等の事例を収集・共有し、防止に係る対策を実施・周知。【厚、個、金、法】
- ✓ 労働分野や保険分野におけるゲノム情報による不当な差別等への対応に関するQ&Aを周知。内容の追記等を継続的に検討。【厚、金】
- ✓ ゲノム情報による不当な差別等を受けた者が相談できる窓口や救済制度を周知。【厚、個、金、法】

生命倫理への適切な配慮の確保

- ✓ ゲノム医療の新技术に伴う生命倫理の課題を踏まえ、必要に応じて関係法令の見直し等を検討。【厚、こ、文、経】
- ✓ 関係学会と連携し、遺伝情報改変技術等に係る課題への対応や、NIPT等の出生前検査の臨床研究等について検討。【厚、こ、文、経】

教育及び啓発の推進

- ✓ 国民全体にゲノム医療への関心と理解を深めるための啓発資料を作成、教育・啓発を行う。【厚、文】

医療等の提供体制の構築

ゲノム医療の提供の推進

- ✓ 必要な患者等がゲノム医療にアクセスしやすい体制を整備。【厚】
- ✓ エキスパートパネルの効果的かつ効率的な運用方法について継続的に検討。【厚】
- ✓ 患者が適切な治療を選べるよう、ドラッグ・ラグ及びドラッグ・ロスの解消に向けた取組を推進。【厚】
- ✓ ゲノム医療の提供方法等に関し、患者・市民視点の意見を反映する取組を促進。【厚】

検査の実施体制の整備

- ✓ 検査の質向上のため、精度管理や施設認定、人員体制を検討。【厚】

相談支援に係る体制の整備

- ✓ 必要な患者や家族がアクセスしやすい相談体制を整備。【厚】

ゲノム情報の適正な取扱いの確保

- ✓ ゲノム情報と臨床情報の利用促進策を検討、医療従事者・研究者等に情報の適正な取扱いを周知。【厚、個、文、経】

医療以外の目的で行われる解析の質確保

- ✓ 医療以外の遺伝子検査サービスに係る関係法令の取扱いを整理、ゲノム情報の取扱い方法を周知。【厚、経】

人材の確保

- ✓ 関係学会と連携し、ゲノム医療の専門人材の確保や医療従事者のゲノム医療への理解を深めるための啓発を行う。【厚】
- ✓ 養成過程を通じて医療従事者のゲノム医療に係る知識の向上を図る。【文、厚】

研究開発の推進

ゲノム医療の研究開発の推進

- ✓ ゲノム解析やオミックス解析等の新技术、それらを用いたAMED研究を支援。【厚、文】
- ✓ ゲノム研究に患者・市民視点の意見を反映させる取組を促進。【厚】

情報の蓄積及び活用に係る基盤の整備

- ✓ 大規模バイオバンクの整備、国際連携を検討。【内、文、厚】
- ✓ 試料やゲノム情報等の適切な保管・管理方法を検討し、利活用を促進。【内、文、厚】

相談支援に係る体制の整備

- ✓ ゲノム研究の対象者が十分な説明を受けて参加の意思決定ができるよう徹底。【厚、こ、文、経】
- ✓ ゲノム研究の対象者が必要な相談支援を受けられるよう、相談体制を整備。【厚、こ、文、経】

ゲノム情報の適正な取扱いの確保

- ✓ ゲノム情報と臨床情報の利用促進策を検討、医療従事者・研究者等に情報の適正な取扱いを周知。【厚、個、文、経】

人材の確保

- ✓ 関係学会と連携し、ゲノム研究の専門人材確保策を検討。【厚、文】

厚：厚生労働省、法：法務省、金：金融庁
個：個人情報保護委員会、こ：こども家庭庁
文：文部科学省、経：経済産業省、内：内閣府